

2023年11月吉日

お客さま 各位

ENEOS 株式会社

平素は「ENEOS 太陽光買取サービス」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

ENEOS 太陽光買取サービス「個人情報の取扱いについて」内容の一部変更について

国の審議会の整理にもとづき、2024年4月から発電側課金制度が開始され、託送料金の一部については発電者さまへご請求することが一般送配電事業者へ義務付けられました。

つきましては、発電側課金制度の導入に際して、各エリアの一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社等）から発電者さまへ、事前に発電側課金制度の概要を記載した文書を発送させていただくこと等を目的に、下記のとおり、ENEOS 太陽光買取サービス「個人情報の取扱いについて」内容の一部を変更させていただきます。

※なお、一般送配電事業者から文書を発送する対象は、**発電出力が7kW以上**の発電者さまとなります。

記

・改定後の ENEOS 太陽光買取サービス「個人情報の取扱いについて」は[こちら](#)からご覧ください。

※ENEOS 太陽光買取サービス「個人情報の取扱いについて」新旧対照表は次頁の別紙ご参照ください。

【お問い合わせ先】

ENEOS 太陽光買取カスタマーセンター

電話：0120-08-8704

受付時間：午前9時～午後5時（第3日曜日と年末年始を除く）

なお、発電側課金制度の概要等につきましては、各エリアの一般送配電事業者へのお問い合わせのほどお願いいたします。

以上

●個人情報の取扱いにおける変更点

	変更前	変更後								
1	<p>3.共同利用の範囲</p> <p>当社は、個人情報保護法第23条第5項第3号に基づき、以下の通り個人情報の共同利用を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">共同利用する者の範囲</td> <td> <p>○当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります※1。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 小売電気事業者※2 ◦ 一般送配電事業者※3 ◦ 需要抑制契約者※4 ◦ 電力広域的運営推進機関 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	規定	共同利用する者の範囲	<p>○当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります※1。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 小売電気事業者※2 ◦ 一般送配電事業者※3 ◦ 需要抑制契約者※4 ◦ 電力広域的運営推進機関 	<p>3.共同利用の範囲</p> <p>当社は、個人情報保護法第23条第5項第3号に基づき、以下の通り個人情報の共同利用を行います。</p> <p>(1) ENEOS 太陽光買取サービスに関する利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">共同利用する者の範囲</td> <td> <p>○当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります※1。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 小売電気事業者※2 ◦ 一般送配電事業者※3 ◦ 需要抑制契約者※4 ◦ 電力広域的運営推進機関 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	規定	共同利用する者の範囲	<p>○当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります※1。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 小売電気事業者※2 ◦ 一般送配電事業者※3 ◦ 需要抑制契約者※4 ◦ 電力広域的運営推進機関
項目	規定									
共同利用する者の範囲	<p>○当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります※1。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 小売電気事業者※2 ◦ 一般送配電事業者※3 ◦ 需要抑制契約者※4 ◦ 電力広域的運営推進機関 									
項目	規定									
共同利用する者の範囲	<p>○当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります※1。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 小売電気事業者※2 ◦ 一般送配電事業者※3 ◦ 需要抑制契約者※4 ◦ 電力広域的運営推進機関 									

2	記載なし	<p>(2) 発電側課金制度に関する利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同利用する者の範囲 当社は、一般送配電事業者※3、発電者※6 との間でお客様の個人情報を共同で利用することがあります。 ・共同利用の目的 系統連系受電サービス料金（発電側課金）の制度の周知、算定情報の通知および発電側課金の請求・回収業務を行うため。 ・共同利用する情報項目 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本情報：発電者名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、再エネ特措法に規定される調達・交付期間の開始年月および終了年月 (2) 受電地点に関する情報：受電地点特定番号、託送契約高情報、請求金額、割引区分、検針日、契約変更有無、計器情報、受電電圧 (3) 供給地点に関する情報：供給地点特定番号、託送契約高情報 ・共同利用の管理責任者 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本情報：ENEOS 株式会社 (2) 受電地点に関する情報：一般送配電事業者※3 (3) 供給地点に関する情報：一般送配電事業者※3
---	------	---

3

※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している以下の事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の所在地及び代表者の氏名については、各事業者のホームページをご参照ください。）

事業者名称	各事業者のホームページ（URL）
株式会社グローバルエンジニアリング	https://www.g-eng.co.jp/#sec_fourth
大阪瓦斯株式会社	https://www.osakagas.co.jp/company/about/profile/index.html
エネレックス・ジャパン株式会社	https://www.enelx.com/jp/ja
パシフィックパワー株式会社	https://pacific-power.co.jp/company/
東京電力ベンチャーズ株式会社	https://www.tepcoventures.co.jp/company/profile/

※5 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、所在地、代表者の氏名については、電力広域的運営推進機関のホームページをご参照ください。）

（図は削除）

4

記載なし

※6：発電者とは、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による発電者をさします。なお、発電者と共同利用する情報項目のうち、（3）供給地点に関する情報については、発電場所と同一の需要場所における供給地点のものに限ります。